

住宅の応急修理制度の申込期限延長 ～令和 2 年 1 月 31 日(金)まで～

令和元年 8 月の大雨被害を受けた住宅に対する応急修理制度について、申込期限が令和 2 年 1 月 31 日(金)まで延長されました。

■ 申込期限

- ・令和 2 年 1 月 31 日(金)まで
- ※従来の申込期限：令和元年 12 月 20 日(金)
- ※工事完了報告期限は変更ありません(令和 2 年 3 月 20 日)

■ 対象者

- ・当該災害により一部損壊(10%以上の損害)以上の住家被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない方

■ 対象とならない住宅

- ・既に修理を終え、支払い済の住宅
- ・り災証明書の内容が一部損壊(床下)の住宅

■ 申込窓口

- ・場 所 武雄市役所 1 階ホール
- ・時 間 8 : 30 ~ 17 : 00 (土日祝、12 月 28 日 ~ 1 月 5 日は除く)

— 本件に関するお問い合わせ先 —

武雄市企画部復興対策室 担当：佐々木、江口、蒲地、坂口 TEL: 0954-27-7510